

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

令和6年4月

## 1 現状

### (1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢及び民間従業員データ

職種ごとの人数・平均給与・平均年齢及び民間従業員データ

区分	所沢市(公務員)				民間			参考 A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
全体	137人	58.3歳	345.6千円	393.3千円	-	-	-	-
清掃職員	56人	58.3歳	343.7千円	403.2千円	廃棄物処理業 従業員	47.3歳	310.8千円	1.30
学校給食員	31人	58.9歳	360.0千円	392.3千円	飲食物調理従 事者	44.8歳	269.3千円	1.46
用務員	0人	0.0歳	0.0千円	0.0千円	他に分類されな い運搬・清掃・ 包装等従事者	49.1歳	241.7千円	0.00
自動車運転手	28人	56.7歳	340.0千円	384.6千円	乗用自動車運 転者(タクシー 運転手除く)	58.6歳	238.5千円	1.61
その他	22人	59.1歳	337.4千円	380.5千円				

※「平均給料月額」は、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です(短時間勤務の再任用職員は除きます)。

※「平均給与月額」は、給料月額と地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外及び休日勤務手当、特殊勤務手当、宿日直手当額の合計の平均です。

※民間データは、厚生労働省公表の賃金構造基本統計調査報告(賃金センサス)の令和2年度～令和4年度の3ヵ年平均です。廃棄物処理業従業員、他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者については、全国の値を、飲食物調理従事者、乗用自動車運転者(タクシー運転手を除く)については、埼玉県の値を使用しています。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

### (2) 職種ごとの年齢別人数

職種ごとの年齢別人数

(R5.4.1現在)

区分	20歳 未満	20歳 ～23歳	24歳 ～27歳	28歳 ～31歳	32歳 ～35歳	36歳 ～39歳	40歳 ～43歳	44歳 ～47歳	48歳 ～51歳	52歳 ～55歳	56歳 ～59歳	60歳 以上	合計
全体	0	0	0	0	0	0	0	0	11	30	39	57	137
清掃職員	0	0	0	0	0	0	0	0	3	14	16	23	56
学校給食員	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	10	15	31
用務員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自動車運転手	0	0	0	0	0	0	0	0	4	8	7	9	28
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	6	10	22

### (3) その他給与に関する事項

#### ア 給料表について

現業職給料表（独自表）を適用しています。

#### イ 昇給基準について

毎年1月1日に、前1年間に係る勤務成績に応じて、4号給を標準として昇給することとしています。

55歳を超える職員の昇給は、一般の職員の半分に抑制しておりましたが、平成25年1月より、標準の勤務成績では昇給しないこととする昇給制度の見直しを実施しました。

#### ウ 技能労務職員の特殊勤務手当について

手当の名称	業務	支給基準	支給額
特殊車両等運転手当	特殊車両等の運転及び操作業務	日額	300円
動物死体処理手当	動物の死体処理作業	1件	500円

### 2 今後の給与等の見直しに向けた基本的な考え方

平成12年度以降、新規の採用は行っていません。また、今後についても、第2次所沢市定員管理計画により令和6年度までは、原則として退職不補充を継続し、新規の採用は行いません。給与面に関しては、今後も民間の給与水準との均衡に留意し、職務内容を勘案しつつ、適正な給与水準の維持に取り組めます。

### 3 具体的な取組内容

給料表については、平成19年4月に行った給与構造改革において、平均で5.5%の引下げを実施しました。経過措置として、引下げ前の給料月額を保障していましたが、平成24年4月以降、段階的に廃止していくこととなりました。

特殊勤務手当については、平成22年4月から、6種類の特殊勤務手当（清掃手当、土木作業手当、危険手当、炊事手当、変則勤務手当、年末年始勤務手当）を廃止しました。これにより、主に技能労務職員に支給される特殊勤務手当は、特殊車両等運転手当及び動物死体処理手当のみとなりました。

業務委託については、保育園給食調理業務の委託範囲拡大に向けて事務が進められています。